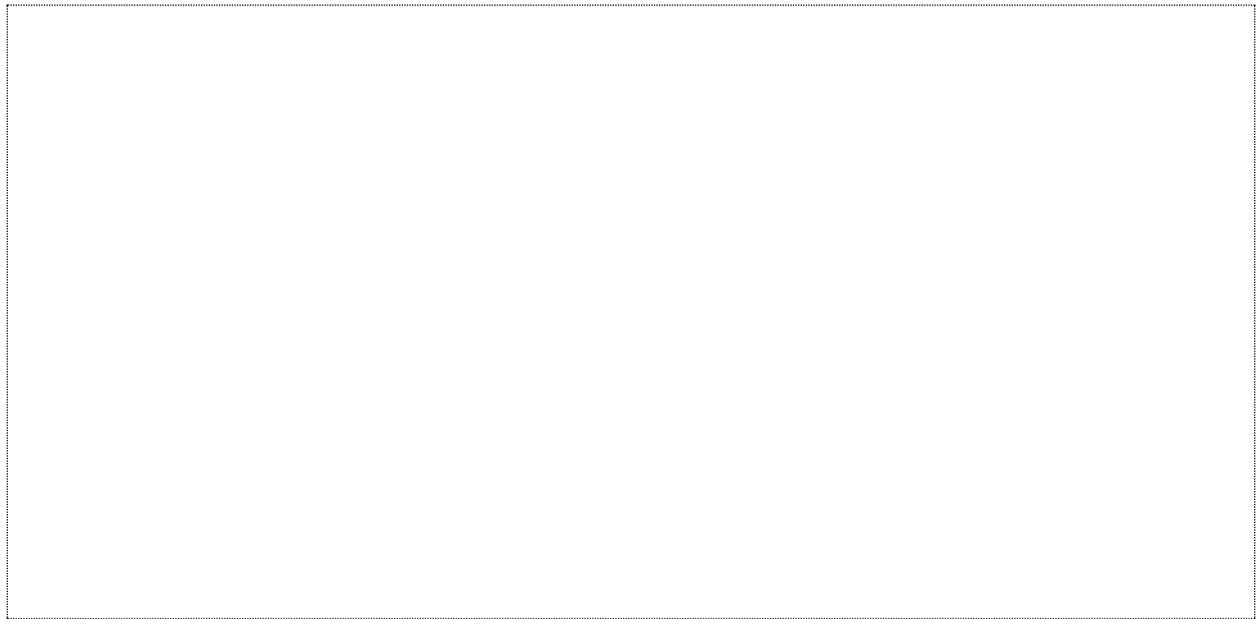


静岡市における
困難な問題を抱える女性への支援のための基本的な計画について
(答申)

令和6年12月

静岡市男女共同参画審議会

はじめに



令和6年12月 日

静岡市男女共同参画審議会
会長 松尾 由希子

目次

	ページ
第1 基本計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2 女性支援の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 女性相談の現状と課題	
2 民間の支援団体との協働に関する現状と課題	
3 支援員やスタッフの人材育成に関する現状と課題	
第3 計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 基本理念（目指す姿）	
2 支援の基本的な考え方	
3 計画の方針	
4 施策の体系	
第4 施策の推進のために必要な取組・・・・・・・・	8
1 支援の内容	
2 支援の体制	

第1 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

① 法律の制定、公布

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いこと、女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえて、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定め、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月25日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律52号）」（以下「法」という。）が公布されました。

本法の対象となる困難な問題を抱える女性とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」をいいます（法第2条）。

② 関係する国告示、県計画の策定

令和5年3月29日、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号）」（以下「基本方針」という。）が公示され、この基本方針に基づき、令和6年3月、静岡県は「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。

③ 本市計画の策定

本市においても、法及び基本方針を踏まえ、県計画を勘案し、ジェンダー平等と人権尊重の理念のもと、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本計画を策定することを提案します。

2 計画の位置づけ

① 法律上の位置づけ

法第8条第3項に基づく、静岡市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実務に関する基本計画として、県計画を勘案して策定する必要があります。

② 他計画との関係

「第4次静岡市男女共同参画行動計画（DV防止基本計画を含む）」に関連する計画として整合を図ることを望みます。

3 計画の期間

令和7年度から令和12年度までの6年間とすることを提案します。これは、関連計画である「静岡市男女共同参画行動計画」の改定時期を考慮したものです。

第2 女性支援の現状と課題

1 女性相談の現状と課題

(1) 支援を必要とする問題を抱えながらも相談に至らない女性を相談につなげること

① 様々な問題を抱えながらも相談に至らない女性

市では、女性が抱えている諸問題について相談できる多くの取組を実施しています。具体的には、各区福祉事務所における「女性相談」、市女性会館における「女性のための総合相談」、「静岡市配偶者暴力相談支援センター」における相談支援、「生活保護」などの経済的問題に係る支援、その他精神的な問題、妊娠・出産・子育てに係る問題についても相談を受けています。また、特に若年女性が対象となるもの、高齢の女性が支援の対象となるもの、外国人の女性が支援の対象となるものもあります。

しかし、令和6年度に実施した「市内在住・在勤の女性を対象に行った困難に関するアンケート」（以下、「R6実態調査アンケート」という。）では、相談をためらった経験がある人は全体の42.8%となっています。様々な問題を抱えながらも市の支援機関へ相談していない女性に対しては、その後の支援を受けることが難しくなります。

② 問題を抱える女性が相談をためらう理由

R6実態調査アンケートでは、相談をためらったその理由として、「相談しても解決しないと思った」（45.8%）が最も多く、次いで「悩みをうまく言葉にできる自信がなかった」（37.5%）、「どこで相談を受け付けているかが分からない」（25.0%）、「電話や対面での相談が恥ずかしかった／面倒くさかった」（12.5%）となっています。男女共同参画フォーラムしずおかが実施した「女子高校生向けアンケート」においても、公的な相談機関を利用したことがない理由は「相談しても解決しないと思うから」30%、「誰かに相談するほどのことではないから」23%となっています。

この点、民間の支援団体へヒアリングを行ったところ、「相談のために窓口に行くことはハードルが高い」、「電話をかけるのも勇気がいる」との意見がありました。また、外国籍の女性については、言葉の壁があるため疎外感を感じ、引きこもり傾向にある人もいることが分かりました。

③ 相談をためらっていた女性が相談することとなったきっかけ

これに対して、R6実態調査アンケートでは、相談したきっかけとしては、「1人で抱えきれなくなった」（44.1%）が最も多く、次いで「相談機関や窓口の情報を知った」（32.4%）となっています。また、同アンケートによると、不安や悩みを小さくするために求めるサービス・環境は「利用できる支援制度の情報提供」が最も多く、次いで、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」となっています。

④ 問題を抱える女性を相談につなげる施策の必要性

これらのことから、様々な問題を抱えながらも相談に至らない女性には、相談により問題を解決することを諦めてしまっている女性、電話や対面による相談に抵抗感がある女性、相談窓口を知らない女性がいることが分かります。

そして、相談をためらうために困難な問題が深刻になり1人で抱えきれなくなってしまう女性がいることも分かります。

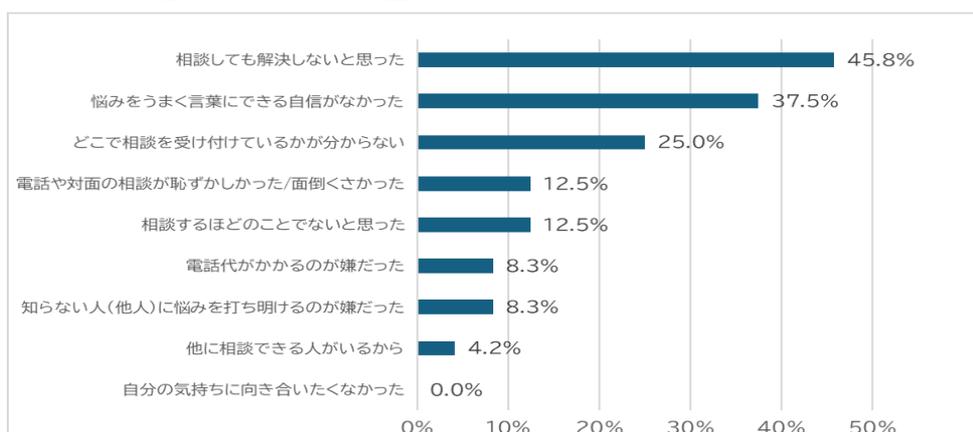
そこでまず、相談により問題を解決することを諦めてしまっている女性に対しては、ジェンダー平等や人権の大切さ及び公的支援による問題解決について、若年時からの教育・啓発による理解を促進することが必要となります。

次に、電話や対面による相談に抵抗感がある女性及び言葉の壁のある外国籍の女性に対しては、電話や対面による相談だけではなく多様なニーズに対応できる相談体制の構築が必要となっています。

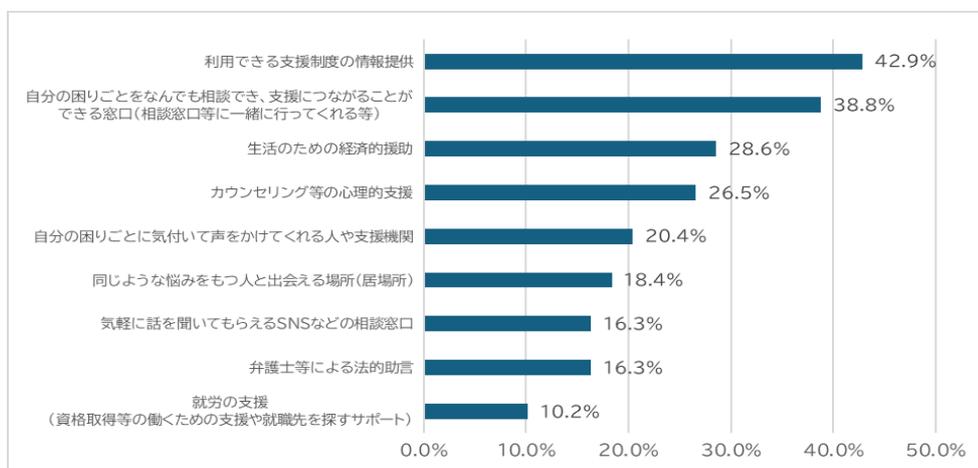
そして、相談窓口を知らない女性に対しては、広報紙、市公式ホームページ、チラシ・リーフレットだけではなく、多様な手段による広報・周知を図り、支援を必要としている女性へ情報が届くようにすることが必要となっています。

また、相談をためらうために問題が深刻化してしまうことを防ぐために、相談に至らない女性を早期に把握し支援するためのアウトリーチ、居場所づくりなど相談につながりやすい環境づくりが必要になります。

○相談をためらう理由（「R 6 実態調査アンケート」）



○不安や悩みを小さくするために求めるサービス・環境（「R 6 実態調査アンケート」）



(2) 女性の相談内容が多様化、複合化していること

① 女性が抱える問題の多様化、複合化

市女性会館で実施している女性相談の傾向を見ると、10代から70代以上まで幅広い年代の女性から相談を受けていること、女性が抱える問題は、性的な被害、DV（ドメスティック・バイオレンス）、精神的問題、生活困窮等、様々な分野にわたっていることが分かります。

また、民間の支援団体へのヒアリングでは、女性の抱える問題は複数で相互に絡み合っていることが多く、一つの相談機関・支援機関では解決できないことが多いことが分かりました。これは、「R6実態調査アンケート」でも、困難を抱える女性のうち約半数が2つ以上の困難を抱えていることから伺えます。

② 支援機関が相互に連携することの必要性

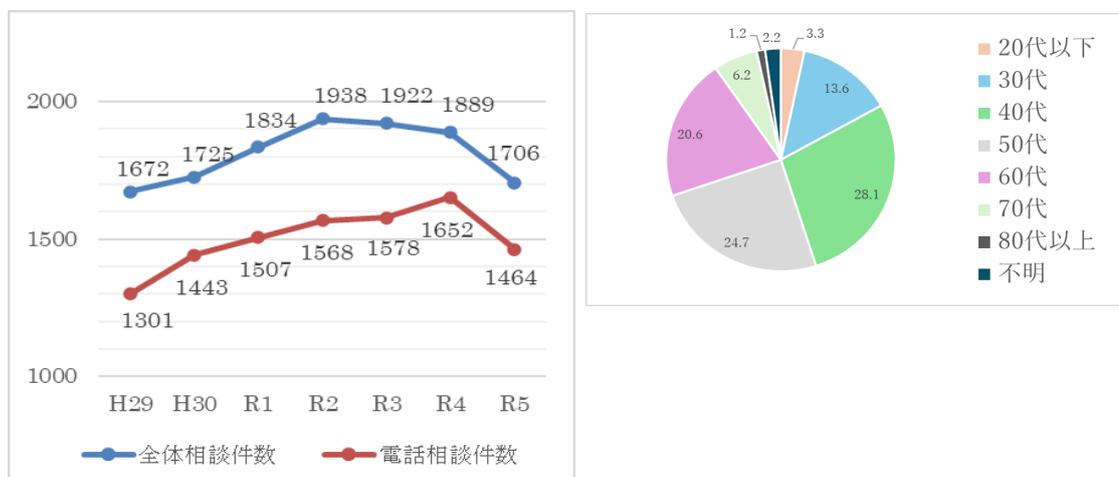
このように女性の抱える問題が複合化している現状において、市の支援機関が各種支援制度の実施主体としてそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供することが必要となります。

この点、市の支援機関へのヒアリングでは、関係機関との連携については支援担当者が日々の支援を行う中で知識、経験の積み重ねで実施していることが分かりました。現在、担当者個人の知識、経験、ネットワークに支えられた支援機関の連携を組織的に強化していくこと、連携体制の構築に係る検討が必要となっています。

また、前述のように、不安や悩みを小さくするために求めるサービス・環境は「利用できる支援制度の情報提供」が最も多く、次いで「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」となっており、支援機関どうしの連携が目に見えることが必要となっています。

<R5年度市女性会館における女性総合相談の状況>

○相談件数の推移と相談者の年代



○相談内容



2 民間の支援団体との協働に関する現状と課題

① 民間の支援団体の特色

本市で活動している民間の支援団体には、子ども・若年女性の居場所づくりを行っている団体、男女共同参画に係る相談事業を行っている団体、シングルマザーに係る相談や食料支援、中高年女性の支援を行っている団体、母子寮や一時保護所の運営を行っている団体、居住支援を行っている団体、DV被害者の支援を行っている団体などがあり、それぞれ独自の知見や経験、支援技術を活かし、特色のある女性支援を行っています。

民間の支援団体へのヒアリングでは、それぞれの団体が行政の手が届きにくい部分について、当事者に寄り添った、柔軟できめ細やかな支援を行っていることが分かりました。

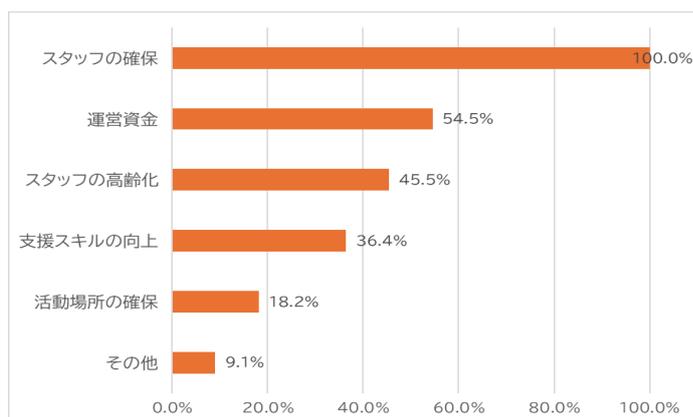
② 市の支援機関との連携の状況

この点、市の支援機関への調査によると、市民活動団体・民間の支援団体との連携を意識していない取組が62%となっています。そもそも市民活動団体・民間の支援団体との連携になじまない取組もありますが、当事者にかかる個人情報 の適正な取り扱いを確保したうえで、行政機関による広範な分野の多様な支援と市民活動団体・民間の支援団体による柔軟できめ細かい支援、それぞれの強みを活かした協働に努めていくことが重要となっています。

③ 民間の支援団体の課題

県が行った調査によると、民間の支援団体が活動を継続していくためにはスタッフの確保や運営資金に課題があることが分かります。

○活動継続の課題（R5 静岡県女性支援に関する民間団体調査）



3 支援員やスタッフの育成に関する現状と課題

① 支援員やスタッフの知識、経験

市は、市民にとって最も身近な行政機関として、支援の端緒となる相談に係る取組、女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施主体としての取組を行っていますが、これらの取組は実際に支援を担当する支援員やスタッフの知識や経験に頼る部分が多くあります。

② 研修、スキルアップについての課題

この点、市の支援機関への調査によると、担当者の研修などのスキルアップの機会について、10%の取組がスキルアップの機会が「あまりない」「ない」と回答しています。また、相談員の確保や相談員の対応力の維持向上について課題を感じているとの回答がありました。

これに対して、民間団体へのヒアリングでは、福祉分野の職員にもっとジェンダー平等の視点を持ってもらいたいとの要望や実務経験の少ない職員に対するOJTや研修の機会の充実への要望がありました。

第3 計画の考え方の提案

本計画の考え方について、次のとおり提案します。

1 基本理念（目指す姿）

ジェンダー平等と人権尊重に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉を増進し、安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）の実現をめざします。

2 支援の基本的な考え方

ジェンダー平等とすべての人の人権尊重の理念のもと、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思を尊重しながら、関係機関及び民間団体の連携、協働により、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供します。

3 計画の方針

(1) 支援の端緒となる相談機能を果たすこと

市は、市民にとって最も身近な行政機関であることから、支援対象者にとって身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすための施策を実施します。

具体的には、ジェンダー平等、人権尊重及び支援機関について、若年時からの教育・啓発による理解促進を図り、早期から予防的支援を行うこと、電話や対面による相談だけではなく多様なニーズに対応できる相談体制を構築すること、SNSを活用するなど多様な手段による広報・周知を図ること、アウトリーチ・居場所の提供を通じて、支援対象となる女性の早期把握に努めることとします。

(2) 各種支援制度の実施主体として、関係機関と連携していくこと

困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度にかかる部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供するための施策を実施します。

都道府県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつつないだ先の都道府県や他の市町村等と連携して支援を行うための施策を実施します。

具体的には、支援調整会議等の連携体制の構築を検討し、支援対象者の心身の状況に応じた最適な支援が切れ目なく包括的に実施できるように努めます。

(3) 民間団体との協働を図るとともに、その活動を支援すること

行政機関による広範な分野の多様な支援と市民活動団体・民間団体による柔軟できめ細かい支援、それぞれの強みを活かした協働を図るとともに、民間の支援団体の活動を支援するための施策を実施します。

(4) 人材育成し、大切にすること

支援員やスタッフの知識、経験を高めるとともに、ジェンダー平等、人権尊重についての認識を深めるなど、女性支援に係る人材を育成する施策を実施します。

また、育成した人材の心身をケアし、働きやすい環境を整備することで、人材を大切にします。

4 施策の体系

区分	施策内容	推進項目	
支援の内容	(1)相談支援	①アウトリーチ等による早期の把握	SNS等多様な手段による広報・周知 関係機関、民間の支援団体と連携・協働
		②相談窓口の拡充	SNS等多様な手段による広報・周知 関係機関、民間の支援団体と連携・協働 多様な手段で相談できる体制の構築

	(2)保護・回復支援		関係機関、民間の支援団体と連携・協働
	(3)自立支援		民間の支援団体と連携・協働
支援の体制	(1)連携体制づくり		関係機関、民間の支援団体と連携・協働
	(2)教育・啓発		教育・啓発による理解促進
			SNS等多様な手段による広報・周知
	(3)人材育成		人材育成、人材の心身のケア
		関係機関、民間の支援団体と連携・協働	

第4 施策の推進のために必要な取組の提案

本計画の施策の推進のために必要な取組について、次のとおり提案します。

1 支援の内容

(1) 相談支援

① アウトリーチ・居場所の提供等による早期の把握

女性の抱える困難な問題が深刻化することを防ぐため、アウトリーチ・居場所の提供など相談につながりやすい環境作りを促進し、支援を必要とする女性の早期把握に努めます。

アウトリーチによる支援とは、支援を必要としながらも必要な支援が届いていない人に対して支援機関の側からアプローチして支援を行なうもので、居場所の提供は気軽に立ち寄り、必要に応じて相談につなげることができるものです。

アウトリーチ・居場所の提供にあたっては、民間の支援団体と連携・協働し、女性の意思を尊重しながら、きめ細やかで寄り添いつながり続ける支援を行います。

そして、アウトリーチ・居場所の提供について、SNS等の活用し広く広報・周知を図ります。

② 相談窓口の拡充

女性が抱える問題が多様化、複合化していることに対応するため、女性のための総合相談窓口を広く広報・周知します。

また、総合相談窓口と関係機関及び民間の支援団体と連携を図ることで、相談内容、抱えている問題、女性の心身の状況等に応じた相談、支援につなげます。併せて支援機関が連携していることが見えるようにしていきます。

相談支援にあたっては、電話・対面による相談だけではなく、SNS等多様なニーズに対応できる相談体制を作るように努めます。

外国人への配慮、トランスジェンダーの方へ配慮した相談支援に努めます。

(2) 保護・回復支援

困難な問題を抱える女性の保護、被害回復、日常生活の回復、同伴する子ども等への支援を行うにあたり、安全確保を図るとともに女性の意思を尊重しながら関係機関及び民間団体との連携、協働により最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供していきます。

(3) 自立支援

女性の意思を尊重しながら関係機関及び民間の支援団体と連携、協働し、心身のダメージだけではなく、住宅や生活費の問題など複合的な問題を抱える女性及び同伴する子どもの自立支援のため相談体制の充実と生活基盤を整えるための支援を図ります。

2 支援の体制

① 連携体制づくり

様々な問題を抱える女性の意思を尊重し、プライバシーに配慮しながら心身の状況に応じた最適な支援が切れ目なく包括的に実施するため、支援調整会議等の連携体制の構築を検討します。

また、女性に同伴する子どもの支援が密接に関連することから、児童福祉、学校及び教育委員会等の子どもに関連する機関とも連携し、適切な支援に努めます。

② 教育・啓発

ジェンダー平等、人権尊重及び公的支援について、幼少期からの教育・啓発による理解促進を図り、早期から予防的支援を行います。

③ 人材育成

支援員やスタッフの知識、支援技術を高めるとともに、ジェンダー平等・人権尊重に係る認識を深めることで人材を育成します。育成した人材の心身をケアし、働きやすい環境を整備することで、人材を大切にします。

人材育成にあたっては、関係機関、民間の支援団体との連携・協働を図っていきます。